



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《 // : 宮城県政記者会》

平成30年5月17日
国土交通省 東北運輸局

宮城県名取市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成30年1月30日に東北運輸局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり行政処分書等を交付しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分書等の交付年月日
交付年月日：平成30年5月17日
2. 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：株式会社 銚建仏光堂 代表取締役 銚建 祐治
(法人番号：1380001021477)
福島県相馬市塚ノ町二丁目3番地の1
営業所：仙台南営業所
宮城県名取市堀内字北竹153番地1
3. 行政処分等年月日
平成30年5月10日
4. 行政処分等の概要
①事業用自動車の使用停止処分
平成30年5月17日から平成30年9月10日まで(2両×117日間停止)
平成30年5月17日から平成30年9月9日まで(1両×116日間停止)
②文書警告
5. 違反の概要
(裏面に続く)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官
担当：泉、加藤

Tel：022-791-7532

5. 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1. 届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。
(道路運送法第9条の2第1項)
2. 認可を受けずに、営業区域内に営業所を新設していた。
(道路運送法第15条第1項)
3. 発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。
(道路運送法第20条)
4. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
 - ・乗務員に対して疾病・疲労等のおそれのある状態で乗務をさせていた。
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
 - ・運行記録計による記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)
 - ・運転者に対する指導及び監督を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
 - ・初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
 - ・初任運転者及び高齢運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
 - ・運行管理者に対して運行管理者一般講習を受講させていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)
 - ・3ヶ月定期点検整備を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第48条)

②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
 - ・運送引受書の記載を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
 - ・運行指示書の規定事項の記載を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)
 - ・乗務員台帳の規定事項の記載を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)